

## 1 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の概要

### (1) 東部大阪都市計画区域区分の変更

東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において保留区域に設定されている高田一丁目地区について、計画的な開発事業が実施されることが確実となつたことから、市街化区域と市街化調整区域の区分（以下「区域区分」という。）の変更を行う。

対象市名	地区名	変更内容
枚方市	高田一丁目地区	市街化調整区域から市街化区域へ編入

《参考》 上記の府都市計画決定案件に関連して、  
枚方市の都市計画において、用途地域の変更、防火地域及び準防火地域の変更及び地区計画の決定が予定されています。  
内容については、枚方市へお問い合わせください。

## 2 公述及び傍聴の対象となる都市計画の変更の案の掲示場所及び掲示期間

### (1) 掲示場所

市役所	府庁
枚方市都市整備部都市計画課	大阪都市計画局計画推進室計画調整課

### (2) 掲示期間

令和8年2月10日（火）から同月24日（火）まで